

山梨科学アカデミー賞表彰要綱

(目的)

第1条 この賞は、学術研究、技術開発、教育等の分野において著しい貢献の実績を挙げた者で、山梨県に係わりをもつ個人又はグループを表彰することを目的とする。

(名称)

第2条 賞の名称は、山梨科学アカデミー賞とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状並びに副賞を贈呈することにより行う。

(推薦)

第4条 山梨科学アカデミーの正会員は、定められた期日までに候補者の推薦調書を会長に提出する。

2 推荐調書の提出期日及び推荐調書の様式は、別に定めるものとする。

(選考)

第5条 受賞者の選考は、次により行う。

- (1) 会長は、受賞候補者を選考するため、選考委員会を設ける。
- (2) 選考委員会は、推薦調書に基づき審査を行ったうえ、受賞候補者を会長に報告する。
- (3) 会長は、選考委員会から報告のあった者につき、理事会の議を経て、受賞者を決定する。

(表彰の時期)

第6条 毎年一回、公益社団法人山梨科学アカデミーの総会の席上において行う。

(要綱の改廃)

第7条 本要綱の改廃は理事会において決定する。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

山梨科学アカデミー奨励賞表彰要綱

(目的)

第1条 この賞は、学術研究、技術開発、教育等の分野において優れた成果を認め将来を嘱望される者で、山梨県に係わりをもつ個人又はグループを表彰することを目的とする。

(名称)

第2条 賞の名称は、山梨科学アカデミー奨励賞とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状並びに副賞を贈呈することにより行う。

(推薦)

第4条 山梨科学アカデミーの正会員は、定められた期日までに候補者の推薦調書を会長に提出する。

2 推荐調書の提出期日及び推荐調書の様式は、別に定めるものとする。

(選考)

第5条 受賞者の選考は、山梨科学アカデミー賞表彰に準じて行う。

(表彰の時期)

第6条 毎年一回、公益社団法人山梨科学アカデミーの総会の席上において行う。

(要綱の改廃)

第7条 本要綱の改廃は理事会において決定する。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。